

平成29年5月30日の改正個人情報保護法施行により、オプトアウト手続きが厳格化され、保健指導に関する情報等の要配慮個人情報については、本人の同意を得ることが義務化される。（オプトアウトによる取得は原則禁止）

そのため、保健指導案内方法を従来のオプトアウトから個人データを「共同利用」する方法に変更する。

＜オプトアウトとは＞

あらかじめ本人に対して個人データを第三者提供することについて通知または認識しうる状態にしておき、本人がこれに反対しない限り同意したものとみなし、第三者提供をすることを認めること（いわゆる黙示の同意）

「共同利用」について

特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合において、下記①～⑤までの情報を提供にあたりあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態に置いているときは、第三者に該当しない。（第23条第5項第3号）

共同利用者への個人データの提供について本人の同意は不要となる。
(事業主) (被保険者)

①共同利用する旨

②共同して利用される個人データの項目

⇒保健指導対象者の氏名、該当する特定保健指導支援コース（健診結果は対象外）

③共同利用者の範囲

⇒保健指導対象者が勤務する全国健康保険協会適用事業所と全国健康保険協会

④共同利用の目的

⇒適用事業所としては健康経営の推進のため、全国健康保険協会としては加入者の健康増進の保持増進のため、協力して保健指導を進めることを目的とする

⑤個人情報の管理についての責任者

⇒全国健康保険協会宮城支部

- | | |
|---------|--|
| 平成29年5月 | 生活習慣病予防健診委託機関への周知
(健診受診者向け保健指導案内文書の差し替え) |
| 平成29年6月 | 生活習慣病予防健診受診者のうち特定保健指導
対象者のいる事業所へ周知文書送付 |
| 平成29年7月 | 全事業主への周知広報
・周知文書の送付
・広報誌月刊協会けんぽ宮城へ記事掲載 |